

ごあいさつ



理事長

松迫 卓男

会員、組合員、ご利用者の皆さまには、平素より中央労働金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。また、労働金庫運動の推進に多大なるご理解、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年度は2018年度事業計画の成果と課題を踏まえて、「利用者のライフプラン支援の強化と『お客様本位の業務運営』の徹底」、「フィンテックを活用した利便性・サービスの向上」、「業務改革による生産性の向上」の3点を強化課題と位置づけて取り組んでまいりました。この間の皆さまの多大なるご支援、ご協力で改めて感謝申し上げます。

2020年に入り、世界は新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機に直面しています。社会・経済活動が大幅に制限され、企業活動の縮小や休業に伴う収入の減少、さらには離職を余儀なくされるなど、その影響は働く人の雇用・生活環境にも大きく波及してきています。

当金庫は、今こそ協同組織の福祉金融機関として役割発揮の時と受け止め、働く人を取り巻く様々な社会的課題の解決とSDGsの実現に向けた取り組みで働く人の生活をしっかりと支えてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に非対面・非接触による取引形態へのニーズが高まっており、当金庫においても非対面・非接触チャネルの整備、拡充をさらに進めてまいります。

これからも金庫は、働く人の安全と生命を守る感染防止とともに、経済インフラとしての業務の継続に努めつつ、協同組織の福祉金融機関としての使命・役割を果たしてまいります。

ここに2020年3月期ディスクロージャー誌を作成いたしました。ご覧いただければ幸いです。

2020年7月

〈ろうきん〉の目的・事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法(抜粋)

(目的) 第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則) 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。